

財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により財政の健全化に関する比率を次のとおり報告する。

令和7年度一般会計健全化判断比率に関する事項（別紙）

令和7年度公営企業会計資金不足比率に関する事項（別紙）

令和8年9月1日提出

軽井沢町長 土屋三千夫

令和 7 年度 健全化判断比率に関する事項

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
軽井沢町	—	—	0.7	—
早期健全化基準	13.07	18.07	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は黒字のため数値なし。

令和7年度 公営企業会計資金不足比率に関する事項

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
軽井沢町水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1項の規定により事業の規模を算定
軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1項の規定により事業の規模を算定
軽井沢町下水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1項の規定により事業の規模を算定

※ 「—」は資金不足が生じないため、数値なし。

※ 資金不足比率の経営健全化基準は20％です。

早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準等

財政指標	早期健全化基準 (イエローカード)		財政再生基準 (レッドカード)	
	軽井沢町	基準値	軽井沢町	基準値
○実質赤字比率 ・一般会計の実質赤字の比率	ない (△17.54%)	13.07%	ない (△17.54%)	20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	ない (△30.10%)	18.07%	ない (△30.10%)	30%
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	0.7%	25%	0.7%	35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	ない (△97.1%)	350%	ない (△97.1%)	
財政指標	経営健全化基準		ない	
○資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	ない	20%		

早期健全化基準を上回る場合

財政健全化計画の策定
外部監査の要求等が
必要となります。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の基準値は、
軽井沢町の財政規模に応じた数値です。

財政再生基準を上回る場合

財政再生計画の策定、
計画について国の同意手
続、地方債の制限等が必
要となります。